

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		宝来グラウンド・ゴルフ場利用許可の取消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例
条 項		第 8 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>市長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 宝来グラウンド・ゴルフ場条例又は同施行規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、グラウンド・ゴルフ場の管理上特に必要と認められるとき。</p>
	設定等年月日	平成 30 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		